

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課）

制 度 名	公共施設等運営権制度（コンセッション制度）を活用した水道事業等の経営安定化のための準備金に対する税制上の特例措置の創設		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>○ 水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）における公共施設等運営権制度（以下「コンセッション制度」という。）の活用促進を図るため、逡増する償却費を事業期間前期に準備金として積み立てる制度を創設するとともに、民間事業者が積み立てる当該準備金について、損金算入や課税の留保の特例措置を創設する。</p> <p>※公共施設等運営権制度（コンセッション制度）：PFI の一類型で、水道に係る資産を自治体が所有し、自治体と民間企業の契約により、民間企業が水道事業の運営権を獲得する制度。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>精査中 (- (-</p>	<p>百万円 百万円) 百万円)</p>

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水道事業等は給水収益が減少していく中、高度経済成長期等に急速に整備された水道施設の老朽化が進行しており、大規模な施設更新に備えた継続的な更新投資が必要である。 ○ このような状況の中、安全な水を強靱な施設により供給する水道事業等の持続性を確保するため、広域化や官民連携を通じた効率化の推進等による経営基盤の強化が急務である。官民連携に関しては、水道は政府におけるコンセッション制度を活用したPFI事業の重点分野とされ、水道事業等の運営に民間の経営原理が導入されることにより、厳しい財政状況の下での効果的・効率的な事業運営が期待されている。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施する場合、契約期間が限定され、その契約期間の満了時までには負担する償却費（更新投資に係る費用）が事業期間後期に向けて逡増するため、事業期間後期に赤字経営となるという構造的な課題がある。 ○ このため、コンセッション制度を活用する民間事業者が資産を確実に維持するために必要な償却費を事業期間前期から積み立てることができる制度（準備金制度）を水道法に設けることを検討しているところである。 ○ しかしながら、必要な償却費を準備金として積み立てても、<u>税制上損金算入や課税の留保は認められておらず、事業期間内の費用負担の平準化を図ることが困難なため、コンセッション制度導入における阻害要因となっている。</u> <ul style="list-style-type: none"> ※水道事業は、他のインフラと比較すると、設備投資が定期的在一定額かかる事業であり、コンセッション制度を活用することで、契約終了時期に近づくにしたがって、設備投資費用が増大する特徴があり、コンセッション制度導入の障壁となっている。 ○ このため、コンセッション制度を活用して水道事業等を実施する民間事業者が行う準備金の積立てに関して、準備金の損金参入や課税の留保を可能とする特例措置を設けることを要望するもの。 	
<p>今回の要望に関連</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策の達成目標</p>	<p>2-1 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること</p> <p>○日本再興戦略2016 ―第4次産業革命に向けて―（平成28年6月2日閣議決定）（抄）</p> <p>Ⅱ生産性革命を実現する規制・制度改革</p> <p>2-3. 公的サービス・資産の民間開放（PPP/PFIの活用拡大等）</p> <p>（1）KPIの主な進捗状況</p> <p>《KPI》「10年間（2013年度～2022年度）でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする。」</p> <p>⇒2013年度～2014年度のPPP/PFIの事業規模は、2.4兆円（2016年3月時点の数値）</p>

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 成熟対応分野で講ずべき施策

- ・水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入を検討する。
- ・水道事業において、地方公共団体が安心して公共施設等運営権方式を活用できるよう、地方公共団体が公共施設等運営権方式活用時においても水道事業へ関与できる根拠を残す仕組み、運営権者の経営状況や水質等を国が重点的に点検する仕組み、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法等について、水道法（昭和32年法律第177号）に規定することを検討する。
- ・水道事業において、期中の設備投資費用を準備金等の形で積み立てる措置を検討する。
- ・水道事業については、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を推進することにより、公共施設等運営権方式の導入を促進する。

○経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）（抄）

第2章 成長と分配の好循環の実現

2. 成長戦略の加速等

(5) 防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化

④ 都市の活力の向上等

上下水道等については、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を行うとともに、コンセッション事業を推進するほか、多様なPPP/PFIの活用を検討する。

○PPP/PFI推進アクションプラン（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定）

4. 集中取組方針

(2) 重点分野と目標

②水道

平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中に6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。

		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	<p>○日本再興戦略 2016 ―第4次産業革命に向けて― (平成28年6月2日閣議決定) (抄)</p> <p>Ⅱ 生産性革命を実現する規制・制度改革</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>ii) 成熟対応分野で講ずべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業において、期中の設備投資費用を準備金等の形で積み立てる措置を検討する。
		政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年度まで2.4兆円(2016年3月時点の数値) ・地方公共団体が実施する官民連携の導入に向けた調査・計画作成等の事業に対して生活基盤施設等耐震化交付金により支援を実施(2015年:3団体)
有効性		要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセッション制度を検討する素地が整っている事業者が2事業者(大阪市・奈良市)あり、また、コンセッションに関する検討調査を実施している事業者が3事業者ある。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施する場合と同様の課題を背景とする新幹線鉄道大規模改修準備金制度等を踏まえ、事業期間後期に向けて逡増する償却費を事業期間前期において積み立てできる環境を整備するとともに、税制上当該準備金を損金に算入することや課税の留保を認めることは、有効な措置である。
相当性		当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセッション制度を活用した事業を官民連携等基盤強化の方策の一つとして、事業実施に向けて具体的な検討を行う段階の案件を対象として、交付金[※]による支援措置を平成29年度も継続要望。(平成27年度から開始) <p><small>※地方公共団体が実施する水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等事業(生活基盤施設耐震化等交付金の内数)</small></p>
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業について、事業費の一部を交付する生活基盤施設耐震化等交付金により、事業開始前の地方公共団体の負担の軽減を図っている。 ・また、本特例措置により、事業開始後について、民間事業者の費用負担の平準化が可能となり、経営の安定化が図られるものと考えている。 ・このように、両支援措置が相まって、開始前後の地方公共団体及び民間事業者の負担の軽減が図られることにより、水道事業等におけるコンセッション制度の活用が一層促進されることが見込まれる。

		要望の措置の妥当性	・コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施する場合と同様の課題を背景とする新幹線鉄道大規模改修準備金制度等を踏まえ、事業期間後期に向けて逡増する償却費を事業期間前期において積み立てできる環境を整備するとともに、税制上当該準備金を損金に算入することや課税の留保を認めることは、妥当な措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯			・平成 25 年度税制改正において、内閣府 PFI 推進室・国土交通省が共同で、PFI 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設を要望。